

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 30.5.30 第 196 回国会第 15 号

5 月 30 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 文部科学行政の基本施策に関する件

- ・林文部科学大臣、宮川文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

川内博史君（立憲）

- ・学校法人加計学園の獣医学部設置に係る一連の問題に関し、平成 27 年 4 月 2 日の愛媛県等職員と柳瀬元総理秘書官との面会の内容について、文部科学省から出向していた内閣官房内閣参事官が同省に報告していたか否かの確認結果を文部科学省に伺いたい。
- ・平成 27 年 4 月 2 日の愛媛県等職員と藤原元内閣府地域創生推進室次長との面会のアポイントメントは加計学園側からあったのか、内閣府に伺いたい。
- ・平成 27 年 2 月 25 日にあったとされる加計学園理事長と安倍内閣総理大臣との面会に、柳瀬元総理秘書官並びに文部科学省及び農林水産省から出向していた内閣官房内閣参事官 2 名も同席したのか、政府に伺いたい。
- ・加計学園から提供された資料に基づき実施されたとされる「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」委員に対する意見照会の結果を柳瀬元総理秘書官に提供したのか、文部科学省に伺いたい。
- ・国家公務員倫理法等の違反行為に係る調査及び懲戒手続き並びに平成 27 年 8 月の藤原元内閣府地方創生推進室次長の岡山県及び今治市出張での関係者からの飲食提供の有無について、内閣府に伺いたい。

西岡秀子君（国民）

- ・去る 5 月 7 日に起きた新潟県の女兒連れ去りのような痛ましい事件の再発防止に向けた文部科学省の取組及び決意を伺いたい。
- ・「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2018」に盛り込まれる予定である幼児教育の無償化の内容について、文部科学省に伺いたい。
- ・高等教育の無償化の対象となる大学等の要件について、私立大学等から意見が寄せられていると思うが、その内容を文部科学省に伺いたい。
- ・名古屋大学等において一法人複数大学方式（アンブレラ方式）による法人統合の検討が進められているが、持続可能な高等教育の在り方について、林大臣の見解を伺いたい。

金子恵美君（無会）

- ・「切れ目ない支援体制整備充実事業」による補助を全ての自治体に対して行い、特別な支援を必要とする子供が社会参加するまでをしっかりと支えるべきであると考え、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・特別支援教育支援員の雇用状況及び雇用環境等に関する実態調査を行う必要があると考え、文部科学省の見解を伺いたい。

畑野君枝君（共産）

- ・学校教育における部活動は生徒の自治的・自主的活動として行われるべきであり、今後の部活動の見直しに当たりこの観点が必要であると考え、林大臣の見解を伺いたい。
- ・大学の部活動における教育的観点の重要性及び指導者育成のための研修の必要性について、スポーツ庁の認識を伺いたい。
- ・日本大学のアメリカンフットボール選手による悪質な反則行為である危険タックルに関し、関東学生アメリカンフットボール連盟規律委員会の調査結果を踏まえた理事会の報告内容をスポーツ庁に伺うとともに、同報告を受けてのスポーツ庁及び林大臣の見解と今後の取組について、それぞれ伺いたい。

串田誠一君（維新）

- ・博物館に関する事務が文化庁に移管されることのメリットについて、林大臣に伺いたい。
- ・外国の博物館で展示されている美術品等と我が国の博物館で展示されている美術品等とを交換すること又は貸し借りを行うことはあるのか、文化庁に伺いたい。
- ・動物園の多くは、来園者の興味を引くように様々な工夫を凝らし来園者の増加に繋げているが、博物館においてもこのような傾向はあるのか、文部科学省に伺いたい。

吉川元君（社民）

- ・5月29日に関東学生アメリカンフットボール連盟が公表した「日本大学の選手による試合中の重大な反則行為についての処分」の内容について、林大臣の所感を伺いたい。
- ・私立学校振興助成法においては、国は学校法人の教育等に係る経常的経費の2分の1以内を補助することができるかとされている一方で、近年では補助の割合が1割を切っており、同法の趣旨に反する状況になっていると考えるが、林大臣の見解を伺いたい。
- ・平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、高等教育の無償化の対象となる大学を一定の要件を満たすものに限定する旨の方針が示された理由について、林大臣に伺いたい。

2 ① スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案起草の件

② 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

③ スポーツ基本法の一部を改正する法律案起草の件

④ 国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

- ・①について、馳浩君外5名（自民、立憲、国民、公明、無会、維新）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者馳浩君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・②について、馳浩君外6名（自民、立憲、国民、公明、無会、維新、社民）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者馳浩君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・③及び④について、馳浩君外7名（自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新、社民）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者浮島智子君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・畑野君枝君（共産）から提出者馳浩君（自民）、林文部科学大臣、鈴木国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）及び政府参考人に対し発言がありました。
- ・①について採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、維新、社民、笠浩史君（無） 反対一共産）
- ・②について衆議院規則第48条の2の規定により内閣の意見を聴取したところ、鈴木国務大臣（東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当）から「やむを得ない」旨の発言がありました。
- ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、維新、社民、笠浩史君（無） 反対一共産）
- ・③及び④について採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新、社民、笠浩史君（無））

（発言者及び主な発言内容）

畑野君枝君（共産）

- ・①について、法第15条において文部科学大臣はドーピング防止を目的として関係行政機関に対して情報提供を要請できるとされているが、選手等の個人情報の漏えいや目的外使用につながるおそれはないか、林大臣の見解を伺いたい。
- ・②について、無線局の免許・登録申請等の手数料等の適用を

除外する電波法の特例は、過去に我が国で開催された国際スポーツ大会の組織委員会に対して設けられなかったにもかかわらず、今回新たに東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及びラグビーワールドカップ2019組織委員会に対して特例を設ける必要はあるのか、内閣官房の見解を伺いたい。

3 スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件

- ・安藤裕君外6名（自民、立憲、国民、公明、無会、維新、社民）から提出されたスポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件の決議案について、提出者川内博史君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを委員会の決議とすることに決しました。
（賛成一自民、立憲、国民、公明、無会、共産、維新、社民、笠浩史君（無））
- ・林文部科学大臣から発言がありました。